

第一百九十八回国会衆議院

国土交通委員会議録第十三号

第一類 第三号

令和元年五月二十二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 谷 公一君

理事 伊藤 忠彦君 理事 金子 恭之君 理事 松本 文明君 理事 津村 啓介君 理事 秋本 真利君 理事 門 神谷 昇君 理事 工藤 彰三君 理事 古賀 篤君 理事 高木 豊君 理事 土屋 品子君 理事 鳩山 肇君 理事 藤井 比早之君 理事 三谷 英弘君 理事 宮崎 政久君 理事 和生君 理事 福田 昭夫君 理事 森山 浩行君 理事 下条 みつ君 理事 伊藤 清水 忠史君 理事 重徳 和彦君

岩田 根本 矢上 幸典君 雅義君 幸義君 洋昌君 誠君

洋昌君

誠君

俊平君

弥生君

敏文君

英之君

俊平君

加藤 鮎子君

木村 弥生君

小島 敏文君

望月 義夫君

藤丸 敏君

木村 弥生君

小島 敏文君

望月 義夫君

なつてございまして、全産業の平均と比べて三百時間以上長く、製造業と比べても約百時間長い状況となっております。

また、他産業では、ここ十年ほどの間で労働時間の短縮が進んできている中、建設業は横ばいで推移している現状にございます。

そして、年間の出勤日数についても、建設業は年間三百五十二日であり、全産業の平均や製造業と比べて高い水準にあります。

さらに、休日の状況につきましては、例えば、労働組合のアンケートの結果ではございますけれども、いわゆるエンジニア、技術者では九・五%しか週に二日の休暇を取得できない状況となつております。

このような状況を踏まえつつ、また、建設業の特性を勘案し、今後の御指摘のとおり、建設業における時間外労働の上限規制については五年の猶予が与えられることとなりました。

この長時間労働のは正など、建設業の働き方改革につきましては、まず、発注者の理解と協力を得ながら進めていくことが喫緊の課題と認識しております。

このため、これまでも、政府全体として取り組むため、関係省庁連絡会議を立ち上げ、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインを策定し、民間発注者や建設業団体を始め、さまざまな関係機関に対して周知徹底を図つてまいりました。

また、国交省では、まず直轄工事で、他の発注者の参考となる取組を率先して進める観点から、週休二日工事に取り組んでおりまして、地方公共団体に対してもこうした取組の浸透を図つております。

さらに、建設業団体においても、国交省の取組は、建設業者による生産性向上などの自助努力とあわせて、今委員から御指摘がありましたとおり、この課題についても発注者の理解と協力を得ながら取組を進めていくことが不可欠であると考えております。

このため、これまでの取組に加えまして、本法案では、発注者、受注者、有識者の三者で構成さ

る組をしておられる、こういう御回答がありました。それはそれで大変大事なことであり、ぜひしっかりとやつていただきたいと期待するわけありますけれども、しかしながら、それが仮に現実にうまくワーケしておれば、昨年の働き方改革法で、この四月一日から建設業について五年間の猶予をする必要はなかつた、こういうことにもなるわけでありまして、まだまだ取組が必要である、こういうことじゃないかと思います。

同様に五年の猶予を得ました自動車運送につきましては、昨年の暮れ、議員立法で、トラックの働き方改革法につきまして、全会一致の形で、やはりこれの場合には荷主さん、川下業者と言われる運送業者は大変弱いということで、川上の荷主さんの責務ということも踏まえた、そういうものを盛り込んだ法案をつくったわけでございます。

今回の建設業法及び入契法の改正の法律案、これにつきましても大変大事であると思っておりましたし、今の局長の御答弁の中にも、発注者の御理解が必要である、こういうような言葉があつたかと思ひます。

なかなか、建設工事の内容、どういうふうな段取りでどう進めていくか、そういうふうな段取りでまだまだ発注者の方々に十分理解されていないのではないかなど思ひます。

そういう点に関しまして、この法案、成立しない、一層もつと人手が要る、こういうことにもなるのではないかと思う次第でございます。

労働力の方でなかなか限界があり、そしてまた、働き方改革を実現していく、そのためには、一人一人の生産性を上げていくことが大変大事じゃないかなと思います。

また、伺っておりますと、建設業の就業者は六十歳以上が約四割というふうに、非常に高齢化が進展をしております。限りある人材の活用とともに、若い方にこの建設の分野に入つていただこうというためには、いろいろな規制の合理化、技術者に関する規制の合理化、こういうこともしていかなければいけないかと思います。

このため、これまでの取組に加えまして、本法案では、発注者、受注者、有識者の三者で構成さ

れる中央建設業審議会で、工期に関する基準、これを策定し、発注者を含めた請負契約の当事者に勧告することとしております。

また、建設業者は、工期に関する見積書を交付する努力義務を規定するとともに、発注者に対する努力義務を規定するとともに、発注者に付する規定を盛り込んでいるところでもござります。この規定を盛り込んでいます。

これら受発注者双方に対する措置を通じて、適正な工期による契約締結を促進してまいります。

○盛山委員 ゼひ、発注者の方々に御理解を賜り、そして建設業者と両者相まって、働き方改革の実現、働き方というんでしようか、建設業界における労働環境の改善に御尽力いただきたいと思います。

それで、次の質問なんですけれども、建設業界というのは慢性的に人手不足というものが言われにつきましても大変大事であると思っておりま

すし、今の局長の御答弁の中にも、発注者の御理解が必要である、こういうような言葉があつたかと思ひます。

それで、次の質問なんですけれども、建設業界における労働環境の改善に御尽力いただきたいと思います。

そこで、建設業法及び入契法の改正の法律案、このようには慢性的に人手不足というものが言われにつきましても大変大事であると思ひます。働き方改革を今後実現をしていく、残業時間の規制その他、週休二日もそうでありますし、そういうふうなことを実際に進めていきますと、逆に、人手が足りない、一層もつと人手が要る、こういうことにもなるのではないかと思う次第でございます。

労働力の方でなかなか限界があり、そしてまた、働き方改革を実現していく、そのためには、一人一人の生産性を上げていくことが大変大事じゃないかなと思います。

また、伺っておりますと、建設業の就業者は六十歳以上が約四割というふうに、非常に高齢化が進展をしております。限りある人材の活用とともに、若い方にこの建設の分野に入つていただこう

います。

○野村政府参考人 生産性向上を図つていくためには、人材を有効に活用していくこと、これが重要な要素であると考えております。

このため、本法案におきましては、工事現場に配置する技術者に関する規制を合理化をし、まず、元請の監理技術者に関する規制を設け、その技士補がいる場合は複数の兼任を監理技術者に認めるとともに、下請

の主任技術者に関する規制を設け、その職務の適切な実施に支障を生ずるおそれがない最小限の現場数とし、また、主任技術者の配置の合理化に当たつては、施工技術が画一的な工種を対象とするほか、上位請負業者の主任技術者として一定の指導監督的な実務経験を有する者を専任で配置することとしております。

国交省といたしましては、このように、建設工事の適正な施工を的確に確保しながら、引き続き生産性向上に向けた取組を推進してまいります。

○盛山委員 ありがとうございます。

そのような施策をうまく進めて、全体の生産性の向上を図つた上で、若い方にとっても、やりたいなと思わせるような、そういう職域にしていただけると思います。

そこで、建設に限つた話ではないんですけれども、仕事に波があるということはよくある話だと思います。

建設の場合には、年度末ですかそういった時期を含めまして、工事の繁忙期、閑散期に大変大きな差があります。工事が集中する繁忙期には、一般的には、これまで残業で、長時間労働でカバーをしております。他方、閑散期においての労働力を確保するために、も、繁忙期においての労働力を確保するために、余剰な人員ではあつても、労働力、従業員を多数抱えるといったようなこともあると伺つております。

○盛山委員 今局長から、精力的にいろいろな取組をしておられる、こういう御回答がありま

この施工時期あるいは工事の平準化というものの記載事項に施工時期の平準化が位置づけられることになるわけでございますが、この法案の改正、成立によりまして、今後、特に地方公共団体の平準化をより一層進めていくためにどのような取組を行おうとしているのか、お答えいただきたいと思います。

すからその現状を把握することが可能となつて、その推進に大いに有効であると認識しております。

○石井国務大臣 国土交通省といたしましては、発注者の理解と協力を得ながら、建設業の働き方改革と生産性向上を進めていくことが喫緊の課題と認識しております。

そのため、本法律に規定をされております著し

の額及び工期の適切な変更等に取り組むことが規定されたところでございます。

これを受けて、国交省におきましては、直轄工事において率先してダンピング対策などに取り組むとともに、公共団体に対しても総務省と連名で要請を行なうなど、促進をしているところでござります。

○野村政府参考人 建設現場の生産性向上や建設業の労働条件改善を進める上で、施設整備の充実

をぜひお願ひしたいと思います。

地方公共団体の平準化の取組でござりますけれども、国交省が調査を行つた平成三十年の取組の状況を若干紹介をさせていただきますと、例えば、都道府県では、債務負担行為を活用している団体は全ての都道府県、そして、速やかな繰越手続を実施している団体は三十八都道府県となつており、取組が進んでいるところでございますけれども、

えております。

こうした現状を踏まえて、本法案では、入札契約適正化法を改正して平準化の取組を規定することで、特に地方公共団体の平準化の取組を促進することとしております。

具体的には、入札契約適正化指針に、公共発注者が取り組むべき事項として、施工に必要な工期の確保や施工時期の平準化を図るために方策を定めることによって、地方公共団体などに努力義務を課すとともに、国から地方公共団体に対しまして必要な措置を講ずるよう要請することや、地方公共団体から取組状況の報告を求め、公表することが可能となります。

設業全般の働き方改革、生産性向上に向けた大臣のお考えを伺いたいと思います。

正な利潤を確保できるよう、予定価格の適正な設定やダンピング対策、設計変更に伴う請負代金

てまた、近々に我々提出する予定であります品確法、これらが一緒になりまして、三位一体という

卷之三

第一類第十号 国土交通委員会議録第十三号

令和元年五月二十二日

言い方がいいかどうかわかりませんが、建設業の働き方改革、生産性向上、持続可能な事業環境の確保を進めていく必要があると考えておりますが、最後に大臣からのお考えを伺いたいと思います。

○石井国務大臣

今委員から御紹介いただきまし

たように、今般、議員立法による公共工事品質確保法の改正が予定されていると伺っております。

国土交通省といたしましては、品確法が改正を

されれば、随意契約、指名競争入札の活用による

迅速かつ円滑な災害復旧の実施、債務負担行為や

建設業の活性化による施工時期の平準化や、建設

生産プロセスにおけるICTの活用などによる

具体的な取組が促進される期待をしております。

建設投資の約四割を担う公共工事の品質確保の

重要性に鑑み、これまで議員立法で公共工事の受

発注者の基本的な責務を唱えてきた公共工事品質

確保法が、政府提出の建設業法及び入札契約適正

化法の改正案とともに改正されば、働き方改

革、生産性向上、持続可能な事業環境の確保と

いつた建設業を取り巻く環境の改善がより一層

前進していくと期待をしているところでございま

す。

○盛山委員

ありがとうございました。

以上で終わります。

○谷委員長 次に、伊藤謙君。

○伊藤謙委員 公明党の伊藤謙です。

引き続きまして、建設業法及び入契法の一部改正法案の質疑に入らせていただきます。

この委員会でも繰り返し申し上げているところ、この国土交通行政にかかる、今回は建設業者も含めて、賃上げを伴う経済の好循環を実現していくためには、いわゆるBツーバー、企業間の取引の価格の改善ということを進めていかなければなりません。

そうした観点から、まず一問目は、各論ですけ

れども、鉄骨の加工業者、これの取引条件の改善について御質問をさせていただきます。

例えば、ビルの建設などに使われる鉄骨、この鉄骨加工業者が施工した鉄骨の出来高部分、でき上がった部分に相当する代金を支払う際に、代金の一部を保留をし、契約工事全体、つまり施工主から受けた工事全体が完成するまで、鉄骨そのものは納まっているのに一部代金が支払われないといふ事例があることが判明をしております。

また、この支払い保留については約一五%の建設業者が行つております。保証の理由につきましては、自社の資金繰りが悪化するのを避けるため、あるいは、特に理由はないが慣例となつていて、工事目的物の瑕疵を担保するため、あるべきものや下請人の責によらないもの、明確な理由もなく行われているものであることが明らかになつてまいりました。平成二十九年十二月に国土交通省が調査結果を発表をされていると承知をしております。

これを受けて、国土交通省と経済産業省の連名で、建設業団体に以下のような概略要請がなされております。

一つは、元請人が出来高部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けた場合、あるいは元請人が下請人から建設工事の目的物の引渡しを受けた場合における支払い保留は建設業法の規制を受けるほか、取引上優越した地位にある建設業者が、その地位を利用して取引の相手方に対する不利益を与えることは、独禁法の優越的地位の適用に該当すること、また、鉄骨加工業者と建設業者との取引関係の実情に注意を十分払いながら、引き続き、取引環境の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

○伊藤謙委員

ありがとうございます。

言わざもがなですが、企業の経営において、

キャッシュフローというのは極めて重要です。こ

れがルールにのつとつて行われるよう、引き続

き御指導をお願いしたいと思います。

多岐にわたって通知をしていただいております。

この点につきまして、この鉄骨加工業者、通称

ファブとの取引条件の改善の進捗状況について、

国土交通省にお伺いいたします。

○野村政府参考人 伊藤委員御指摘のとおり、鉄

骨加工業者と建設業者との取引条件の改善に向けた取組について、かつて実態調査を行いましたところ、元請である建設業者が、下請である

鐵骨加工業者が施工した鉄骨の出来高部分、でき

上がった部分に相当する代金を支払う際に、代金

の一部を保留をし、契約工事全体、つまり施工主か

ら受けた工事全体が完成するまで、鉄骨そのもの

は納まっているのに一部代金が支払われないとい

う事例があることが判明をしております。

また、この支払い保留については約一五%の建

設業者が行つております。保証の理由につきま

しては、自社の資金繰りが悪化するのを避けるた

め、あるいは、特に理由はないが慣例となつてい

るためなど、本来、契約上の瑕疵担保条項で対応

すべきものや下請人の責によらないもの、明確な

理由もなく行われているものであることが明らか

になつてまいりました。平成二十九年十二月に國

土交通省が調査結果を発表をされていると承知を

しております。

この要請文の発出以降、国土交通省では、例え

ば、建設業許可部局が建設業者に指導のために立

入検査に入るときなどに、改めて要請文書の周知

を実施しているところでございます。

また、毎年十一月を建設業取引適正化推進月間

と定めまして、講習会の開催などにより、建設業

の適正取引化及び法令遵守に関する活動を集中的

に実施しておりますけれども、その中でも、経済

産業省の職員の方を招いて、要請文書に関する説

明を行つてきたところでございます。

委員に御紹介いただいた実態調査は、特定の業

種に限つた調査ではないため、鉄骨加工業に関しての実態を把握することはできませんけれども、

この中で、平成二十九年度から、支払いの実態を

より正確に把握できるように、下請負人に対して

出来高の何割を支払っているかという質問に変更

したこと、出来高全額を支払っていると回答し

た割合は、平成二十九年度調査の七二・六%から

平成三十年度七四・五%と、若干ではあります

が、改善をしたところでございます。

国土交通省といたしましては、今後とも、鉄骨

加工業者と建設業者との取引関係の実情に注意を

十分払いながら、引き続き、取引環境の適正化に

取り組んでまいりたいと考えております。

○伊藤謙委員

ありがとうございます。

言わざもがなですが、企業の経営において、

キャッシュフローというのは極めて重要です。こ

れがルールにのつとつて行われるよう、引き続

き御指導をお願いしたいと思います。

また、あわせて、いわゆる鉄骨関連で、今、現

場で、実はかれこれ一年ほど耳にしていること

は、やつとニュースにもなりつつありますけれど

も、ボルトが足りなくて現場がとまっている。大

きい物件ほど、先に先に発注が立ちますので、ボ

ルトの予約があつて、小さい物件ほど、やろうと

も、やはり現場でよくお伺いをする例を少し御

紹介をしながら御質問したいと思います。

これは住宅建設のいわゆる工事店にお伺いをし

たんですけれども、大体、通常、朝八時ぐらいか

ら現場で仕事を始めます。よつて、工事関係者

は、その前に自分の会社に集まつて会合せを行

ります。ですから、会社から現場までの移動時間が

大体一時間だとすれば、現場が八時から動くので

あれば、会社には七時に通常集合します。

これは住宅建設のいわゆる工事店にお伺いをし

たんですけれども、大体、通常、朝八時ぐらいか

ら現場で仕事を始めます。よつて、工事関係者

は、その前に自分の会社に集まつて会合せを行

るというふうに考えております。

また加えて、働く皆さんの賃金、これは少なくとも、これは本当は上げていかなきやいけないわけですが、変わらないようにするためには、工期を延ばし、かつ発注単価を更に改善をしていかなければならぬというふうに考えます。

といいますのは、一週間、五人で、土曜日まで含めて六日かかる仕事、つまり、給人工三十人、これを五日間で終わらそうとすれば一日六人が必要なわけですから、単純に考えれば工事費は一・二倍ということになります。

なかなかそう単純にはいかないと想いますけれども、受発注者双方への理解を促して建設業界の働き方改革を進め、後継者の確保に努めていかなければならぬと考へておりますけれども、建設業の働き方改革について、大臣の御決意、御所見をお伺いしたいと思います。

○石井国務大臣 国土交通省といたしましては、発注者の理解と協力を得ながら建設業の働き方改革を進めていくことが喫緊の課題と認識をしております。そのためには、本法律に規定されておりまます、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止や、中建審による基準の作成、実施の勧告のほか、公工事入札契約適正化法の適正化指針に追加をいたします施工時期の平準化の推進を迅速かつ円滑に施行し、民間事業者を含む発注者への働きかけを通じ、長時間労働を是正し、働き方改革を進めてまいります。

また、本年三月から、設計労務単価を七年連続で引き上げたほか、週休二日工事における補正係数を継続をいたしました。

これらの取組が現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環につながるよう、適切な請負代金で契約をし、技能労働者の賃金水準を確保することなどについて、本年三月、私から建設業団体のトップに対しまして、直接要請を行ったところであります。

加えて、公共工事の入札契約におきましても、

この四月から、低入札価格調査基準の上限を予定価格の九二%に引き上げるなど、ダンピング対策を強化しているところであります。

建設業の関係団体においても、国土交通省の取組と歩調を合わせ、各団体の現状を踏まえつつ、長時間労働是正に係る自主的な取組を進めていただいております。

国土交通省といたしましては、本法案の規定を適切に運用することなどによりまして、罰則つき上限規制のかかるまでの五年の猶予期間内で建設業における働き方改革の取組を更に加速化させ、担当手の確保を進めてまいりたいと考えております。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございました。

つい先週、新国立競技場の現場をこの国土交通委員会で視察をさせていただきて、大変すばらしい現場でありました。ああいう現場があふえればふえるほど若い方もこの建設業という職種で働いていただく方がふえていくんだろうな、こう痛感をしたところでありますので、引き続きの取組をよろしくお願いしたいと思います。

そのためには、本法律に規定されておりまます、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止や、中建審による基準の作成、実施の勧告のほか、公工事入札契約適正化法の適正化指針に追加をいたします施工時期の平準化の推進を迅速かつ円滑に施行し、民間事業者を含む発注者への働きかけを通じ、長時間労働を是正し、働き方改革を進めています。

また、本年三月から、設計労務単価を七年連続で引き上げたほか、週休二日工事における補正係数を継続をいたしました。

は、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を踏まえて適正な予定価格を設定する、設計労務単価が改定されたりにはそれを速やかに反映させるという取組を行っておりますけれども、地方公共団体に対しましても、労務単価の改定の結果をできるだけ早期に活用するよう促すなど、実勢価格を適切に反映させた適正な予定価格を設定するよう要請しております。

また、民間工事につきましては、当事者の合意により請負契約額が決定されるものではございませんけれども、やはり、労務単価が改定された場合には、適正な水準の賃金が発注価格に適切に盛り込まれるように、民間発注者団体に対して、これも累次要請を行つてきたところでございます。

こうした取組を引き続き力強く進めていきたいと考えております。

○伊藤(涉)委員 ゼひよろしくお願ひします。

それを進めるために、最後、御質問です。

要請をすると同時に、現場がどうなつていいかをやはり把握をしていただく必要があると思っていまして、私の聞くところによりますと、今ございましたとおり、国交省の直轄工事は、最終下請業者がどの程度の単価で仕事を受注しているかを調査をしているというお話を聞きました。そうであれば、その同じ業者が民間や自治体発注工事も仕事としてやつていると思うわけです。

であれば、その同じ業者の方に、国交省が直接発注した工事の最終請負単価等を調査するときに、並行して、その会社が同じような仕事を自治体や民間から受けている、その現状がどうなつていいか、これは手間もかかりませんし少し数多く聞くだけのことなので、こうした現状把握を進めたいだけないでしようかと思うのですが、どうぞ。

我々国会サイドも、これまで、建設職人の健康安全確保法などの成立をさせ、こうした価格の適正化が浸透するように取り組んできたところであります。

特に、地方自治体及び民間発注による工事の価格の適正化についての取組、国土交通省にお伺いをいたいと思います。

事が都道府県及び政令市にとどまつてあるほか、発注者別に調査結果を公表する形にはなつていなことがあります。さらに、いわゆる請負金額そのものまでは調査をしてございません。

一方で、毎年度、全国の一万四千の建設業者に対しましては、いわゆる下請取引等実態調査といふものを行つております。

これは、下請取引の実態を把握するために、支払い期間やその方法などについて調査をするとともに、その結果の公表、さらには、不適正な取引が認められた建設業者に対しましては正措置を講じるように指導する、繰り返し不適正な取引が行われているおそれのある建設業者や調査に未回答の建設業者に対しましては立入検査などを実施するなど、下請取引における適正な価格での支払いを直接指導するような形の調査ともなつております。

そのような私どもの調査と、それから業界団体でもそれぞれ自主的な取組を講じていただいておりまして、今、業界全体で処遇改善に取り組んでいくこうという機運は、確かに私は盛り上がりつつござつておられますけれども、これからも官民一体で取り組んでまいりたいと考えております。

今ありましたとおり、調査した結果を全て公表する必要があるとも思いませんし、できることであれば、今申し上げたとおり、地方自治体、民間発注工事にこの国土交通省が取り組んでいる流れがより強く波及するように、引き続き取り組んでいただけますことをお願いし、質問を終わります。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございました。

業務労務費調査、これは、直轄工事だけではなくて、公共団体工事に従事した技能労働者に支払われた賃金を調査してござりますけれども、対象工

事が都道府県及び政令市にとどまつてあるほか、発注者別に調査結果を公表する形にはなつていなことがあります。さらに、いわゆる請負金額そのものまでは調査をしてございません。

一方で、毎年度、全国の一万四千の建設業者に対しましては、いわゆる下請取引等実態調査といふものを行つております。

これは、下請取引の実態を把握するために、支

でありますので、こういふものをしっかりと指導ができるよう、そういうことをぜひ考えていました。

次に四つ目でありますけれども、四つ目は、地方自治体における予定価格及び最低制限価格の事前公表、現状はどうなつてあるのか、お答えいただきたいと思います。

○野村政府参考人 お答えいたします。
まず、最低制限価格につきましては、入札前に公表いたしましたと、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、同額での入札者間のくじ引きによる落札が増加するなど、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じ得ることから、公共工事品質確保法に基づく適正化指針により、入札前には公表しないものとしているところでござります。

また、予定価格につきましては、最低制限価格

と同様の弊害が生じかねないことから、原則として事後公表とした上で、仮に事前公表する場合でも、適切な積算を行わない建設業者がくじ引きにより受注するなどの弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめなどの適切な措置を講ずるよう要請しているところでございます。

調査結果がございまして、国交省が平成三十年度に実施したところによりますと、最低制限価格を事前公表している地方公共団体は、都道府県では二団体、市区町村では百三十三団体、予定価格を事前公表している地方公共団体が、都道府県では十四団体、市区町村では六百五十五団体と、いずれも一部の公共団体では依然として事前公表が行われております。そして、その理由については、職員の不正行為の防止などを挙げているところでございます。

国土交通省といたしましては、予定価格あるいは最低制限価格を入札前に公表すると、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じ得ると考えられることから、引き続き、地方公共団体に対しまして、総務省と連携して、これ

らの要請を徹底してまいりたいと考えております。

○福田(昭)委員 まだ県や市区町村で事前公表しているところがあるということになりますが、多

分平成二十五年だったと思いますが、国土交通大臣と総務大臣連名で、事前公表で不都合な点があ

れば是正するようにと多分要請をしていると思いますけれども、その効果はあったのかどうかとい

うことについてお答えいただきたいと思います。

○野村政府参考人 今ほど御答弁申し上げたとおり、若干、平成三十年度段階でも一部の公共団体では行われているところではございますけれども、方向といたしましては、それその数は縮小する方向に向かつておりまして、まだ全て事前公表しないというところまでは至っておりませんものの、確実に、私ども、あるいは総務省と連名で行つております要請については、それに応えていただいているものと考えております。

○福田(昭)委員 栃木県内のある大きな市の話で

すけれども、一時は、一般競争入札でも、入札に参加した全業者、三十業者が全て最低制限価格、同額ということで、電子抽せんにより落札業者を決めていたということがありましたけれども、今は

そうしたことがなくなっているのかどうか。

今も電子抽せんで落札者を決めているというの

が、先ほどお話をありました団体であるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○野村政府参考人 直近のところで、くじ引きによると入札がまだ残っているかどうか、ちょっとと新しいデータは持つてないと思いますけれども、やはり、先ほど指摘されたような、予定価格の周辺に集まる、あるいは最低制限価格の近傍に集まるということは、事象としては生じておりましたので、最近に至つても、場合によってはそういう事象は生じているというふうに認識をしてござります。

○福田(昭)委員 くじ引きによる落札ということであれば、本当に競争入札なの、こういう首をかしげるような話もありますので、そうしたことがあ

なくなるように、今後ともしっかりと指導していくほしんなと思っています。

五つ目でありますのが、五つ目が、今回の改正に

当たつて、入契法の法律と今後提出される予定の

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一本化

について、なぜ今回考えなかつたのか、お答えをいただきたいと思います。

○野村政府参考人 まず公共工事品質確保法でございましたけれども、先ほども答弁ございましたけ

れども、建設投資の約四割を担う公共工事の品質

確保の重要性に鑑みて、公共工事の品質確保に

する基本理念や受発注者の基本的な責務などを規

律し、これを公共工事の当事者に広く呼びかける

ため、これまで公共工事品質確保法は議員立法に

より制定、改正されてきたと承知をしております。

一方で、入札契約適正化法は、公共工事の入札契約に着目をして、その適正化の基本となるべき

事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為な

どへの対応や施工体制の適正化など、行政手段にお

いて講ずる措置などについて必要な規定を設ける

ため、これまで政府提出により制定、改正をされ

てきたところでございます。

入札契約適正化法に関しましては、今般、公共

工事における長時間労働の是正を図る観点から、

施工に必要な工期の確保や施工時期の平準化を図

るための方策に関する項目を入れ契約適正化指針に追加する改正を行うこととしております。

一方、公共工事品質確保法につきましては、全

国的に頻発する災害への対応、あるいは働き方

改革、生産性向上が急務になつてることを踏ま

えて、これらに対応する公共工事の基本理念や受

発注者の基本的な責務を新たに位置づけることに

ついて、今国会におきまして、与野党の皆様方で

議論がなされ、議員立法による見直しの検討がさ

れているところと承知をしております。

○福田(昭)委員 おっしゃることはよくわかります。

かも、今回の背景、必要性を比べてみるとそれがはつきりしてきますけれども、資料の一と二をどうぞ

らんください。

今回の法律改正の背景、必要性ですけれども、まず入契法の方が、一つが建設業の働き方改革の促進、二つ目は建設現場の生産性の向上、三つ目が持続可能な事業環境の確保、そして、次に出されると予定の品確法ですが、一つが災害への

対応、二つ目が働き方改革関連法の成立、三点目が生産性向上の必要性、四点目が調査、設計の品質確保と書いてあります。

これを見れば、大体同じようなことを今回改正しようとしているわけで、こういうものはやはり、閣法と議法という違いはあっても、建設業界や国民の皆さんにわかりやすい法律とするという

のが大事じゃないかなと私は思っております。

で、これから提出する議員の皆さんには、大変申しわけない、皮肉になつてしまふかもしれません

が、しかし、今後ぜひこういったことは考えるべきだということを申し上げておきたいと思います。

それでは次に、二番目の、建設業の働き方改革についてであります。

一つ目は、長時間労働の是正についてであります。第一点は、中央建設業審議会が作成する建設

工事における適正な工期設定等の基準はどのように定められるのか、お答えをいただきたいと思います。

工事に関する基準は、個々の工事について具体的な工期を算出する定量的なものではなくて、工期を設定するに当たつて考慮すべき事項が定性的に定められるものと考えております。

具体的には、例えば全工程に共通する事項とし

ては、雨や雪などの自然的な要因、あるいは週休二日、年末年始などの不稼働日などに配慮して設

定されるべきこと。また、各工程において考慮すべき事項として、例えば準備段階では、用地買収や建築確認などのほか、工事場所の周辺環境、近

隣状況、仮設工作物の設置、資材等の製作、あるいは施工段階では、地下埋設物の存在、掘削土の排出、受電の時期等々、後片づけ段階では、工事の完成検査を始め、各種の検査、仮設工作物の撤去などの事項が定められることとなるのではと考えております。

○福田(昭)委員 それが実効性を持つような形で浸透していけばいいのかなというふうに思っていますが、そうなるようにぜひ努力をしてほしいと思います。

第二点は、施工時期の平準化について、地方自治体の取組が国に比べておくれているということありますが、更に加速するために、今後どのように取り組むのか、お答えをいただきたいと思います。

○野村政府参考人 今御指摘もございましたとおり、平準化は非常に重要な課題でございますけれども、特に、比較的取組がおくれている市区町村を中心に、地方公共団体発注工事において更に平準化の取組が進むことが重要だと認識をしてございます。

今の状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでござりますけれども、債務負担行為の活用と速やかな繰越手続の実施につきまして、都道府県と政令指定市ではある程度取組が進んでいるところでございますけれども、市区町村では、増加基調にありながら、いまだ低い水準にあるというのが認識でございます。

こうした現状を踏まえながら、本法案では、入札契約適正化法を改正して平準化の取組を規定すること、特に公共団体の平準化の取組を促進していきたいと考えております。

具体的には、先ほどもお答えしましたとおり、入札契約適正化指針に、工期の確保、施工時期の平準化を図るために方策を位置づけることとしておりますが、これによりまして、地方公共団体などに努力義務が課されるとともに、国から地方公団体に対し必要な措置を講ずるよう必要と要請することや、地方公共団体からの取組状況の報告を

求め、公表することが可能となるところでござります。

これからも、総務省と連携しながら、取組を進めまいりたいと考えております。

○福田(昭)委員 市区町村がなかなか債務負担行為を設定しにくい。それはやはり、国庫補助事業などに取り組むことになると国や県からの指示待ちということが多いわけですが、その指示が遅いと予算を議会で設定できないということになりますので、この辺、何らかの工夫が必要なのではないかと思つていますが、いかがですか。

○野村政府参考人 委員御指摘のとおり、なかなかが債務負担行為の活用が進まない。

公共団体側の理由としては、もちろん、例えば議会との関係を挙げる声もございますけれども、一方で、今の御指摘のとおり、特に、国からの交付金事業、あるいは個別補助金事業というものにかかる債務負担行為の活用が進まない。

については、やはり早期発注を行うことがなかなかリスクを伴うというふうなことを指摘する声もあることは確かでございますので、それは、私どもも、國の側も、公共団体において債務負担行為が活用されやすいような環境を図っていく、そのためには何か手立てがないかということを不斷に検討していく必要はあるかと考えております。

○福田(昭)委員 単年度予算主義がいろいろ影響している点が大きいわけでありますけれども、で生きるだけ早目に市区町村とも連携をとっていくといふことが平準化については大事かなというふうに思つてございますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

○松本政府参考人 お答えいたします。

建設業については、働き方改革関連法

まで、その長時間労働の実態等を踏まえ、一般的な産業と異なり、厚生労働大臣告示である労働時間の延長の限度等に関する基準、時間外労働の限度を定めているものでございますけれども、これの適用除外としてきたところでございます。

本年四月から施行しています働き方改革関連法においては、この時間外限度基準告示を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせる等の枠組みを整備しておりますが、その際、建設業については、長年の適用除外の取扱いを改め、五年間の猶予措置を設けた上で、罰則つきの上限規制を適用するということとさせていただいているところでございます。

この五年間の猶予措置を設けた理由は、施工から工期を厳格に守ることを求められるとともに、天候不順などの自然的条件により作業日程が圧迫されるなどの業務特性や取引慣行上の課題があることを踏まえ、業務の実態に即した形で上限規制を適用していくためには、取引慣行上の課題等を解決していく時間が必要であるということからでございます。

厚生労働省といたしましては、令和六年四月の建設業における上限規制の適用に建設業界が円滑に対応できるよう、国土交通省と連携して、必要な環境整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○福田(昭)委員 時間外規制につきましては、大企業はことしの四月から、中小企業は来年の四月から、こういうことになつておりますけれども、そうすると、建設業は大企業も含めて五年間延長するだけ早目に市区町村とも連携をとっていく期、こういうことなんですか。

○松本政府参考人 今ほどお答え申し上げました

とおり、建設業につきましては、五年間、全て延

り、従業員が忙しいのは朝と夜、昼間は少し安い職場になつておりますが、そうしたものが五年間延期とならなかつたのはどういうことなのか、お答えをいただきたいと思います。

○松本政府参考人 今ほど申し上げましたとおり、本年四月から施行しました働き方改革関連法においては、建設業、このほかにも、例えば自動車運転業務等につきましてもでございますけれども、五年間の猶予期間を設けた上で上限規制を適用していくこととしております。

これは、従来より時間外限度基準告示の適用除外の取扱いをしておりました事務事業につきましては、実態に即した形で上限規制を適用していくためには、それぞれの取引慣行や法制度上の課題等を含めて解決していく時間が必要であるということでございます。

一方で、旅館、ホテル業につきましては、従来より一般的な産業と同様に時間外限度基準告示を適用しており、総理大臣が議長を定める働き方改革実現会議、これは平成二十九年三月に働き方改革実行計画を決定しているところでございます。

一方で、旅館、ホテル業につきましては、従来より一般的な産業と同様に時間外限度基準告示を適用しており、総理大臣が議長を定める働き方改革実現会議、これは平成二十九年三月に働き方改革実行計画を決定しているところでございます。

一方で、旅館、ホテル業につきましては、従来より一般的な産業と同様に時間外限度基準告示を適用しており、総理大臣が議長を定める働き方改革実現会議、これは平成二十九年三月に働き方改革実行計画を決定しているところでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、宿泊業等の特性はあるわけでございまして、私どもも、宿泊業については、先進事例などを掲載した「働き方・休み方改善ハンドブック（宿泊業・旅館・ホテル業編）」というのも作成をいたしまして、皆様方が円滑に働き方改革の取組を進められるよう努めています。

○福田(昭)委員 されでは、第四点目は、旅館、ホテル業の時間外上限規制の施行がなぜ五年間延期にならなかつたのか。

この旅館、ホテル業も今大変な人手不足で、しかも、旅館、ホテル業については、御案内のとお

○野村政府参考人 建設現場の生産性を高めていくためには、工場などで製作されました建設資材を積極的に活用していくことが重要であると考えております。

しかしながら、工場などで製作されました資材に関しまして重大な欠陥などが発生した場合に、現行規定では、当該建設業者に対し再発防止の指示等をすることができるのみであります。例えば、工場などで製作された建設資材が当該建設業者以外の者が施工する他の工事現場で使用される場合にまで安全確保を図ることができないおそれがございます。

このような場合も想定しながら、建設工事の適正な施工を確保するために、建設業者などに対する從来からあつた指示の規定とあわせて、建設資材の製造業者に対しても再発防止の改善勧告や命令をされることとしたものであります。

これによりまして先ほども言いましたように、他の建設業者でも安心して使われる、仮にそのようなふくあいが生じたということがあります。それでも、資材製造業者において必要な安全確保措置が行われれば、当該建設資材を将来にわたって安心して使用することができるようになると考えているところでございます。

○福田(昭)委員 時間が残り少なくなつてしましました。

次に、持続可能な事業環境の確保についてであります。一つ目は、経営業務管理責任者に関する規制の合理化についてであります。これは第一点だけお答えください。

建設業經營に關し過去五年以上の経験者が役員にいることを必要とする規定を廃止しても問題はないのかどうか、簡潔にお答えください。

○野村政府参考人 経営業務管理責任者に関します今回の改正でございますけれども、これは、建設業の実情に照らして、今後の事業承継の障害になるということを懸念しての措置でございまして、従来、役員個人の要件を規定していたところを、これを、組織の中で適切な経営管理責任体制

を有することとすることをチェックすることによつて担保しようとするものでございます。

その具体的な基準については、今後、関係団体の意見や他の事業法における事例も参考に下位規定によって基準を定めることになりますけれども、基本的な考え方でございますけれども、現在は、許可を受ける建設業に關して、五年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者、これは基本的に建設業者のある者ということでござりますけれども、そういう者を役員などとして配置することを要件として求めているところでござりますけれども、この現行要件に加えて、建設業の役員又は相応の管理職の経験を通算五年以上有している者、あるいは建設業以外の業種における役員経験を五年以上有している者にそれぞれ少し広げて、そして、その場合は、その者を適切に補助できる能力を有する者を役員を補佐する役職に配置するという形で、その経営体制というものが担保されるという形を整えるということを基本的に考へておるところでございます。

○福田(昭)委員 質問時間が来ましたので終わりにしたいと思いますが、私、公共工事は、良質な社会資本を整備し、快適な生活環境をつくるとともに、地域の経済を下支えする重要な役割を果たしているところです。

建設業の役員又は相応の管理職の経験を通算五年以上有している者、あるいは建設業以外の業種における役員経験を五年以上有している者にそれより少し広げて、そして、その場合は、その者を適切に補助できる能力を有する者を役員を補佐する役職に配置するという形で、その経営体制というものが担保されるという形を整えるということを基本的には考へておるところでございます。

○福田(昭)委員 質問時間が来ましたので終わりにしたいと思いますが、私、公共工事は、良質な社会資本を整備し、快適な生活環境をつくるとともに、地域の経済を下支えする重要な役割を果たしているところです。

しかしながら、やはり無駄なものはやつちやいけない。真に必要なものをやる。人口減少時代に對応するためには、やはりその無駄なものの典型は、何度も指摘しているように、ダムです。

京都大学の藤井聰先生は国土強靭化の提案者でありますけれども、その藤井先生も、ダムをつくっています。石場建てであつたり土壁を用いるなど、伝統構法に根差した住宅などが範疇に入つてくる気候風土適応住宅に対する国土交通省では支援を行つていただいているところではあります。が、建築基準法に則して設計し、建築確認を行つていく上で手間も費用もかかるなど、伝統構法による建築物、住宅は、大量につくりやすいといつものではありません。

ぜひとも、国土交通省は、真に必要な公共事業をちゃんと選んで、予算をつけて実施していく。そういう国土交通省になつてほしいなと。そして、働き方改革によつて、建設業もそれこそしっかりと、適切に仕事が進められるように、そういう大転換を国土交通省がされることを期待して、私の質問を終ります。

ありがとうございました。

○谷委員長 次に、小宮山泰子さん。

○小宮山委員 国民民主党の小宮山泰子でございます。

まず、今国会に提出された、先日既に成立しておられますけれども、建築物省工法の委員会審議の際にも触れました、気候風土適応住宅に関しては、お伺いをさせていただきたいと思います。

現在、国土交通省では、地域における木造住宅の生産体制の強化、環境負荷の低減等を図るために、地域の木材関連事業者、流通事業者、建築士事務所、中小工務店等が連携して取り組む省エネ

ルギー性能や耐久性等にすぐれた木造住宅・建築物の整備を支援する、平成三十一年度地域型住宅グリーン化事業の公募を五月三十一日まで行つております。

同事業では、事業者が連携して取り組む、長期優良住宅や認定低炭素住宅ゼロエネルギー住宅など、耐久性や省エネルギー性能にすぐれた住宅・建築物について補助が行われるものとなつております。

この点につきまして、大臣の御見解と御決意をお改めをお伺いしたいと思います。例えば調湿機能が高いとされる土塗り壁につきましては、結露の防止や快適性の確保等の効果があるとされております。

この点につきまして、大臣の御見解と御決意をお改めをお伺いしたいと思います。例えば調湿機能が高いとされる土塗り壁につきましては、結露の防止や快適性の確保等の効果があるとされております。

この伝統的構法による住宅の普及を図るために、国土交通省では、平成二十八年度より、伝統的構法を採用しつつ環境負荷の低減を図るモデル的な住宅の整備に対し支援を行つております。こうした取組事例について住宅事業者や建築主等に対し広く周知を行つてまいりたいと考えております。

この伝統的構法による住宅の普及を図るために、国土交通省では、平成二十八年度より、伝統的構法を採用しつつ環境負荷の低減を図るモデル的な住宅の整備に対し支援を行つております。

こうした取組事例について住宅事業者や建築主等に対し広く周知を行つてまいりたいと考えております。

また、全国各地における和の住まいリーシンボジウムの開催等によりまして、和の住まいの推進に取り組んでいるところでありますが、こうした機会に、伝統的構法の住宅に関する情報についても積極的に提供しているところであります。

さらに、今月十日に成立をいたしました、十七日に公布をされました改正建築物省工法においても、伝統的構法の住宅の供給に配慮いたしました、新たに創設される説明義務制度において、これまで届出義務制度において措置されてまいりました地域の気候風土に適応した住宅に対する緩和措置を適用することとしているところであ

險について説明を行うなど、これまでも周知徹底を図ってきたところであります。

また、加入すべき社会保険をフロー・チャート形式で確認できるリーフレットを作成をし、個々の労働者が事業所の形態や年齢に応じて加入すべき社会保険が確認できる取組もあわせて進めているところであります。

特に、平成二十九年度から令和元年度までの三年間ににおいて、地方自治体や建設業団体、建設企業等が参加をいたしました社会保険加入推進地域会議を全ての都道府県において開催することとしており、改めて、この機会を活用し、適切な保険に関する周知徹底を行つてあるところであります。

国土交通省といたしましては、引き続き、さまざまな機会を捉えまして、社会保険の適切な加入に向けた取組をしつかりと進めてまいりたいと考えています。

〔委員長退席、伊藤（忠）委員長代理着席〕

○小宮山委員 引き続きまして、厚生労働省に伺います。

○小宮山委員 引き続きまして、厚生労働省に伺います。

誤った判断や誤解に基づく助言などにより、国保組合を抜けて協会けんぽに加入する手続を行うなどした者について、希望すればもとの国民健康保険組合への加入に戻れるようになります。ある種の救済措置が整えられるべきではないかと考えております。この点に関しましての御見解をお願いいたします。

○渡辺政府参考人 お答えいたします。

先生の御指摘のありましたケースにつきましては、一定の手続のもとに協会けんぽに加入をしておりますし、また、我が国の国民皆保険のもとでは、医療保険の基本的な給付は、国民健康保険組合でありましても協会けんぽであつても同じといふようなことを考え合わせますと、なかなか御本人の希望でまた国保組合に戻るということは難しいといふふうに考えております。

ただ、先ほど来先生から御指摘ございましたように、今現在、国保組合に入っている方には、い

わゆる適用除外、そういう制度がござりますので、こういった点について誤った指導が行われないよう、私も厚生労働省としましても、都道府県あるいは適用の窓口となります日本年金機構などともよく協力をしながら、改めて周知徹底をしっかりとやつていただきたいというふうに思つております。

○小宮山委員 誤った判断を誘導する原因、何だと考へているんでしようか。場合によつては、元請、下請、そして、発注先の求めに応じて行つてしまつときがあるようあります。当然、社会保険事務所の方では受け付けるでしょうけれども、個人の判断というのが、誤った判断、抜けなくてもいいものをわざわざ抜けて不利益を生じるといふことも、後から気がつくということもございます。

この点に関しまして、今、事業主なり発注元に対する周知徹底、これは二次、三次、四次と下請の部分に対してですけれども、きちんと厚生労働省におきまして周知徹底をしていただきたいと思つんすけれども、改めてその点に関しまして審議官の見解をお願いします。

○渡辺政府参考人 御指摘のございました事業主レベルでの周知ということにつきましては、これは厚労省だけではなく国交省さんとも協力をしながらということが必要になると思いますが、御指摘のありました適用除外制度の周知につきまして、改めてしつかりと徹底していきたいと思っております。

○小宮山委員 建設業にかかわっておられる一人

親方や個人事業主の皆様は、技能、技術で勝負されている一方、社会保険の取扱いとか税金に関することなど、全てを子細に把握するということは事業の内容から見ても難しく、見落としがちでもあるということもあります。国土交通省、厚生労働省、日本年金機構を始め、関係者から重ねて丁寧な周知や指導を行いますよう強く要望いたしました。

そして、あわせて、今ありましたけれども、や

はり、変更してしまつて、協会けんぽに入らなくともよかつたのに入り直してしまつたがために適用除外が外れてしまつ、この点に関しましては、県あるいは適用の窓口となります日本年金機構などともよく協力をしながら、改めて周知徹底をしっかりとやつていただきたいというふうに思つております。

さて、平成二十八年の六月の中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間取りまとめでは、委員会の審議の際に、ペーパーカンパンパニーや不良不適格業者を排除するため、現行の経営業務管理責任者要件は不可欠との指摘があり、企業において当該要件が過度な負担とはなつていいとの意見もございました。

経営業務管理責任者を要件とする許可基準の緩和、見直しは、不良業者等による参入増加の懸念も残るのではないかと考えられますけれども、国土交通省の御見解をお聞かせください。

○野村政府参考人 お答えをいたします。

今回の経営業務管理責任者の要件に関する改正でございますけれども、これも先ほど申し上げたとおりで恐縮でござりますけれども、これまでは、その許可を受けようとする企業の役員の経験、個人の経験として、かつて役員等の経験をして、その許可を受けることを求めたものを見直して、これを、許可をとろうとする企業の組織の中で適切な経営管理責任体制が確保されていることを認めることとしたものであります。その意味で求めることとしたものであります。

○小宮山委員 現行法上において、建設業同士の合併に伴い消滅する事業者が得ていた建設業の許可是、合併後の存続会社に承継されず、新法人、存続法人により改めて許可申請を行い、審査の後に許可について認められるなどの処分が行われることとなります。

このため、新たな許可を得るまでの間、工事などをを行うことができない期間、おおむね一ヶ月から四カ月ほどにわたつてという期間が生じてしまいます。

改正案では、第四節「承継」が新設され、建設業の譲渡、譲受け、合併、分割並びに相続時について、建設業の許可の承認に関する規定が整えられます。

建設業の許可区分を分けての譲渡や分割、相続を認めていないのは、既存の建築物や進行中の案件に関しての責任の所在などが曖昧になることを避け、瑕疵担保責任などの承継にもつながるもののかなどと推測をしているところであります。

ただ一方で、建設工事は一品ごとの注文生産であります。一つの工事の受注ごとに、その工事の内容に応じて、例えば資金の調達、資材の購入、技術者などの配属、これらを行う必要がある理由について、御説明を簡潔にお願いします。

○野村政府参考人 ただいま委員から御指摘がありましたとおり、今回は、基本的に複数の許可業種を持っていても、それを別々の者に譲渡するという形については特例を適用しないということとしております。

このため、建設業者が適切に経営業務を管理する能力を有しているかについては建設業の許可に当たつて重要な観点であることから、引き続き、

建設業者が適切な経営管理責任体制を有することを許可要件として立てながらそれを確認をしていくというプロセスは、許可に際して堅持をしたいと考えております。

委員御指摘のように、不良不適格業者が参入することのないよう、許可の審査に当たつては、この許可基準、これから下位規定により明確にするところもござりますけれども、しっかりと適切、厳格な運用に努めてまいりたいと考えております。

さて、改めて、厚生労働省なりの中で猶予期間なりを設けることを検討していただくことを要請したいと思います。

そこで、あわせて、今ありましたけれども、やももちろんのこと、例えば、建設業の実態としま

して、複数の建設業について同一の営業所で営業を行っているケースが多い、あるいは、許可要件として営業所で専任の技術者を置くということになつておりますけれども、その一人の専任技術者がその営業所で行つている複数の建設業の専任技術者を兼ねているということなど、事業者全体とされて、そういう複数の許可業種に係る建設業が営まれて、その実態がござります。

このため、業種別に譲渡等ができるようになつた場合には、それらの建設業の実態を踏まえると、技術的な要件を満たさなくなる蓋然性が基本的に高いということを私ども判断をしまして、この制度においては、いわゆる政策的な判断としまして、建設業の全部を承継する場合に限定をするという取扱いにすることといたしております。

○小宮山委員 仮に許可区分別の会社への分社化

などを行おうとした場合、分社化後のそれぞれの

社で許可をとり直すとか、若しくは、分社化後

いずれかの社にもの全ての建設業許可を承継し

ておくとともに、許可を承継していない社におい

て新たに許可を申請するといったこととなるので

しょうか。この点に関してお答えください。

○野村政府参考人 今ほど申し上げたとおり、基

本的には、建設業の全部を引き継ぐという場合に

適用することとしておりますので、例えば、ある

A社が建設業を分けて分社化をするというとき

に、B社、C社に分けて分割するときに、C社に

分割をしようとする業種を、A社の段階では一旦

廃業した上でB社に引き継ぐものだけを残したと

なれば、B社には丸ごと行くわけですから、その

場合、今委員お話があつたような、どつかの一

方にはこの特例を適用できるということは、可能

性としては考えられるところでございます。

いずれにしましても、そうじやない側、あるいは、

そういうことをしないで、業を分けて分割を

してそれぞれに引き継ぐ場合については、新たに

承継した事業者において建設業の許可を取得して

いただく、そういう必要が生ずることは御指摘のとおりであります。

して、複数の建設業について同一の営業所で営業を行つて、これまでどおり、御指摘のとおりの許可として営業所で専任の技術者を置くということになつておりますけれども、その人の専任技術者がその営業所で行つている複数の建設業の専任技術者を兼ねているということなど、事業者全体として、そういう複数の許可業種に係る建設業が営まれて、その実態がござります。

このため、業種別に譲渡等ができるようになつた場合には、それらの建設業の実態を踏まえると、技術的な要件を満たさなくなる蓋然性が基本的に高いということを私ども判断をしまして、この制度においては、いわゆる政策的な判断としまして、建設業の全部を承継する場合に限定をするという取扱いにすることといたしております。

○小宮山委員 そういたしますと、建築業の会社

分社で、もとの会社は都道府県知事の許可であつた上、分割後の会社が大臣許可を得て、ある

いはほかの都道府県知事の許可を得て、ある

示す法第十七条の二第三項のイ、ロのよくな、こ

れは今提示したことであります、そのような事

例というのは起り得るのでしょうか。御説明く

ださい。

○野村政府参考人 例えば、会社分割が行われる

場合に、承継元の、譲り渡す側がその一部を分割

して既存の会社がそれを承継するという、吸収分

割のパターンが想定されるところございます。

このような分割が行われる場合、もちろん、そ

の場合は、今ほどの御指摘のように、一部分割

た中に、建設業については全部の業種が含まれて

いるという必要があるわけでござりますけれど

も、さまざまなかつて、合併、連携といいましょうか、これ

からは、企業連携とかが生ずる中で、分割する会

社が都道府県知事許可でありました、それを承継

する会社が大臣許可を得て、あるいは他の都

道府県知事の許可を得て、あるいは他の都

点におきましては、例えば、地中の状況などに関する事項、支持地盤の深度、あるいは地下水位、地下埋設物、土壤汚染などの事項、あるいは周辺環境に関する事項、近隣対応、騒音、振動、日照阻害などの事項について定めることを現在考えております。

この改正では、注文者があらかじめ知っている情報を建設業者に提供することにより、施工における手戻りを防止することを目的としており、その意味で、例えば土地取得の経緯、あるいは近傍の事象により、その可能性について了知しているものを想定しているところでございます。

今御指摘のありました、遺跡、古墳など発掘作業が求められる可能性、あるいは化学物質や不発弾などが残っている可能性については、それぞれの建設工事現場において可能性があり得ることは当然否定できませんが、その土地において発見されるかまで通常はなかなかわからず、その発見は偶然に左右される極めて蓋然性の低いものであることが通常でありますことから、現時点ではそのようなものまで情報提供を義務づけることは想定していいところでございます。

○小宮山委員 法第二十六条の三第一項において、元請が主任技術者を配置している場合、下請においては主任技術者の配置を不要とするが、その場合に、第二十六条の三第八項、さらなる下請の発注が禁止とされることとなります。三次下請、四次下請、あるいはそれ以上など重層構造での建築にはこの重層構造というの特徴的なものかもしれませんのが、受発注が起こる建設の現場において、今回の主任技術者の配置義務合理化の効果はどうのように見込んでいらっしゃるのでしょうか。この点に関しましてお願ひいたします。

○野村政府参考人 今回の法案では、主任技術者の配置を合理化して、下請の主任技術者について、一定金額未満の下請工事で一定の要件を満たす場合には、主任技術者の配置を要しないこととしております。

これは、先ほども御答弁いたしましたけれど

も、職人は抱えているけれども主任技術者たり得る技術者が不足しているという業者がいたときには、なかなか受注の機会が得られない、そういう現状にあるところ、今回の制度改正により受注機会をふやすことが可能となるということが考えられます。

また、法案では、主任技術者の配置の合理化に当たって、主任技術者を不要とされた下請建設業者からのさらなる下請を禁止することとしています。これは、さらなる下請を認めた場合には、適正な施工の確保に係る事業者及び技術者の責任の範囲が不明確となる可能性があるということを勘案して禁止するものであります。これによって、重層下請構造の改善にも結果としてつながっています。これらとと考えております。

今回の制度改正によって、将来的な技術者不足が懸念される中で、主任技術者の合理的な配置が可能となつて、限りある人材の有効活用が進むことを期待しているところでございます。

○小宮山委員 今までそうですね、重層構造なるがために、実質にはピンはねのような状態で、手取りが下に行けば行くほど本当に小さくなっている。元請で出していった額の分ではないことで、安全が確保できるようになることを期待をしております。

さようにして、主任技術者の配置を不要とするが、その場合に、第二十六条の三第八項、さらなる下請の発注が禁止とされることとなります。

さて、元請が主任技術者を配置している場合、下請においては主任技術者の配置を不要とするが、その場合に、第二十六条の三第八項、さらなる下請の発注が禁止とされることとなります。三次下請、四次下請、あるいはそれ以上など重層構造での建築にはこの重層構造というの特徴的なものかもしれませんのが、受発注が起こる建設の現場において、今回の主任技術者の配置義務合理化の効果はどうのように見込んでいらっしゃるのでしょうか。この点に関しましてお願ひいたします。

○野村政府参考人 今回の法案では、主任技術者の配置を合理化して、下請の主任技術者について、一定金額未満の下請工事で一定の要件を満たす場合には、主任技術者の配置を要しないこととしております。

これは、先ほども御答弁いたしましたけれど

作成するのか、また、どのような規定となる見込みなのか、お聞かせください。

○野村政府参考人 この中央建設業審議会において策定する基準でございますけれども、これは、例えばいろいろな諸元を入れたら自動的に個々具體的な工事について工期が定量的に算出されるというふうなものではなくて、工期を設定するに当たって考慮すべき事項を定性的に定めていく、そういう考え方に基づいて工期設定をしてください。

これは、例えば全工程に関する基準としては、自然的な要因であるとか、あるいはお休みによって稼働できない日であるとか、そういうたものを考慮しなさい、あるいは、準備段階、施工段階、後片づけ段階で、それぞれ各工程においては、例えば、準備段階では、用地買収のこと、建築確認の進みぐあいのこと、あるいは近隣状況などのことなどを考慮しなさい、施工段階では、地下埋設物の存在のこと、掘削土をどうやって排出するかといふこと、あるいは受電の時期とか設備の試運転などのことを考えてください、後片づけ段階では各種の検査のことを考えてください、このようなことをそれぞれの工事のプロセスごとに定性的な形で書いていくことを現在検討しているところでございます。

○小宮山委員 法第十九条の五に關係しますけれども、建設工事を施工するための通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間の工期となるというふうですが、この著しく短い期間というはどのような判断になるんでしょう。この点についてお聞かせください。

○小宮山委員 法第十九条の五に關係しますけれども、建設工事を施工するための通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間の工期となるというふうですが、この著しく短い期間というはどのような判断になるんでしょう。この点についてお聞かせください。

○野村政府参考人 工期につきましては、それ

さまざまな要素が関係するために、単純化して定量的に基準を定めるということは容易ではないと思います。

○野村政府参考人 次に、中央建設業審議会による建設工事の基準作成についてお伺いしたいと思います。

さようにして、主任技術者の配置義務合理化の効果はどうのように見込んでいらっしゃるのでしょうか。この点に関しましてお願ひいたします。

○野村政府参考人 今回の法案では、主任技術者の配置を合理化して、下請の主任技術者について、一定金額未満の下請工事で一定の要件を満たす場合には、主任技術者の配置を要しないこととしております。

これは、先ほども御答弁いたしましたけれど

かということの確認、あるいは過去の同種、類似工事の実績との比較などをを行うとともに、それぞれ建設業者による工期、建設業者側も工期を見積もる努力義務を課しますので、その内容などを踏まえて、工事ごとに個別に判断されるべきものと考えております。

まさに、著しく短い工期に該当するかどうかを判断するに当たっては、まず、建設業者などから通報、相談などを端緒として、著しく短い工期であるかどうかということを確認し、そして、確認した場合には勧告を行うこととして運用していく必要があります。

と、そして、さらには必要に応じて有識者の意見も伺いながら、実際にそれが著しく短い工期であるかどうかということを確認し、そして、確認した場合には勧告を行うこととして運用していく必要があります。

○小宮山委員 最後の質問とさせていただきたいんですけれども、工期の確保、施工の時期の平準化を図るために方策についてですが、この中においても公共工事の施工時期の平準化についても伺いながら、実際にそれが著しく短い工期であるかどうかということを確認し、そして、確認した場合には勧告を行うこととして運用していく必要があります。

○小宮山委員 最後の質問とさせていただきたいんですけれども、工期の確保、施工の時期の平準化を図るために方策についてですが、この中においても公共工事の施工時期の平準化についても伺いながら、実際にそれが著しく短い工期であるかどうかということを確認し、そして、確認した場合には勧告を行うこととして運用していく必要があります。

○野村政府参考人 公共工事の発注機関、特に市町村など、施工時期の平準化推進に向けての取組はどのような事例が行われているのか、この事例は省いても構いません、御説明と、先進事例について広報、周知の取組について、やはりどういったやり方がいいのか、ぜひ、市町村に向けてどのようなことをされるのか、お聞かせください。

○野村政府参考人 公共工事の約三分の一を占める公団体発注の工事、ここにおいて平準化を進めること、とても重要なことがあります。

○野村政府参考人 先ほど来申し上げている通り、特にやはり市町村においてまだ低い水準にあるということを踏まえまして、国土交通省では、こういう平準化

に向けた取組を多くの公共団体に広げるために、いわゆるさしつけ、さは債務負担行為の活用、しば柔軟な工期の設定、すば速やかな縦越手続、

せは積算の前倒し、そ、早期執行のための目標設定という五項目をさしだすと称して、これをさしだす、これを公共団体が参加する会議などにおいて周知に取り組んできたところでございます。

先進事例といふことで、時間もありませんので、ちょっととさわりだけですけれども、例えば北海道のある市では、かなり早い段階から明確に建設業者の経営環境の健全化、労働者の待遇改善、資機材確保の円滑化を図ることを目的として掲げた上でゼロ市債を設定しているということを取り組んでいるなど、非常にいい事例がございます。

そういう事例も盛り込んだ上で、これは現在第三版を公表しているところでございますが、適宜、先進事例、改定しながら引き続き周知に努めていきたいと考えております。

○小宮山委員 先進事例や、また、さしだすというわかりやすい表示の仕方というのは大変いいなと素直に思うことにいたしました。

さて、スマートフォンとかさまざまI-T技術が発達しております。また、建設現場というのは、さまざまな方もいらっしゃいますし、近隣の方も注目しております。スマートフォンなどQRコードの読み込みなどで情報がしっかりととれるようになりますとか、こういったこともぜひ御検討いただきことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○谷委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

建設業法及び公共事業の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

先日十五日までに、ゼネコン主要二十六社の一九年三月期の決算が出そろいました。連結ベースの売上高が初めて二兆円を突破した大林組を筆頭に、大手ゼネコンらの業績は好調であります。二十六社中十九社が增收、そのうちゼネコン大手

四社、清水、大成、鹿島、大林は、今期、新規受注高が六年連続で五兆円台になるなど、大もうけしております。

これだけ大もうけていれば、普通なら、建設業界のイメージもよくなりまして、学生の方々も建設業で働きたいな、こういうふうに入職を希望するようになり、人手不足にあえぐことにはならないはずだと思うんですね。ところが、現実はそうなつております。

本年五月七日、日経クロステックウエブの記事に掲載された独自調査を私、見まして、驚きました。ここでは、身近な若者や自分の子供に建設業界への就職を勧めたいと思うかという問い合わせをしております。

建設業界で働いている方々ですら、同じ設問に対しても、非常にそう思うと回答したのは合わせて二四%しかおりませんでした。全くそう思わない、余りそう思わないと答えた方が合わせて五割なんですね。

つまり、建設業界で働いている方々も、建設業で働くのは勧めない、自分の息子や若者たちに勧めたくない、こう思っている現実というのをやはり改善していくなければならないというふうに思っています。

なぜ勧めないのかというのは、一般の方も、あるいは建設業で働いている方々も共通しているんですけれども、労働時間が長い、それから危険を感じたくない、そして給料が安そうというふうになつて、建設業界を敬遠してしまうということが、昨今、建設業界の著しい人手不足になつてているんですね。労働時間が長いというのをきっかけで、建設業界の運営が危険、安いというふうな表現に置きかえるならば、まさしく、きつい、危険、安いという三拍子そろいまして、建設業界を敬遠してしまうということが、昨今、建設業界の著しい人手不足になつてているのではないか、とりわけ若い人たちの入職を阻害している要件ではないか、こういうふうに考えます。

これらを是正することが本改定案のやはり目的でなければならぬというふうに思いますので、

その立場に立つて質疑をさせていただきたいと思います。

初めに、長時間労働の是正、工期の適正化について質問します。

新名神高速道路、高槻—神戸間の工事は、実際に六名の死亡者と多数の負傷者を出した工事です。

この工事について、発注元のNEXCO西日本は、事故現場を含む高槻から神戸の間の距離、約四十・五キロですが、この工期を二年間前倒しをする方針を二〇〇九年に示しておりました。

国交省は、この工期前倒しの方針について事前に把握されていましたでしょうか。これは道路局長にお尋ねしたいと思います。

○池田政府参考人 新名神高速道路の高槻ジャンクションから神戸ジャンクションの間の開通目標につきましては、平成二十一年の十二月に、平成三十年度の目標から二年前倒し、平成二十八年度の目標にする旨をNEXCO西日本が発表したものです。

この発表に際しまして、事前に、この件についてお話し下さいましたところ、国交省では、当時の関係者に聞きましたところ、国交省の方には相談はなかつたというふうに聞いております。

○清水委員 事前には聞きおいていなかつたといふことです、三十年度の完成工期を二十八年度に前倒ししたことについては、そのことは発表の後は御存じだったということだけです。

この前倒しが適正だったのかどうかということ非常に問題でして、例えばこの新名神高速道路が非常に問題でして、例えばこの新名神高速道路でいいますと、二〇一六年四月に神戸市北区で起きた橋桁落下事故では、お二人の方が亡くなり、八人がけがをいたしました。事故から三年たちました先月に、当時の元請業者の現場所長に有罪判決が下されました。

地元紙によりますと、落下前の橋桁は鋼材や支柱を組んでつくった土台の上に置かれていたんですけど、作業員からは土台の強度不足を不安視する声が上がっていたそうでございます。ただ、工事

が大幅におくれていたために、今さら組み直せないなどとしてそのままにされたというんですね。

当時、現場で働いていた方々も残業続きだったといふふうに言われております。前日に土台がずれていますが、その原因は、安全より工期が優先されたのではないか、このように報じられているわけなんです。

著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するという本改定案は、長時間労働を是正することももちろんのこと、それとどまらず、やはりこのような事故を根絶していく、建設現場の安全確保につながっていく、そういう法案であるべきだというふうに思ふんですが、石井国土交通大臣の所見をお聞かせください。

○石井國務大臣 本法案では、著しく短い工期での請負契約の禁止など、工期の適正化を図る規定を設けることとしておりますが、その目的の一つは、建設業の働き方改革を進める観点から、適正な工期設定を通じて長時間労働を是正することです。

加えて、今回の改正によりまして、発注者の理解を得て適正な工期が確保されれば、余裕を持つた工程管理が可能となり、例えは、長時間労働による注意力の低下の防止、現場就業者に対する安全管理の時間の確保が図られるという効果をもたらすものと考えられます。

この点で、工期の適正化は、労働災害の防止などを、現場の安全確保にも寄与するものと考えております。

○清水委員 ありがとうございます。

労働災害の減少にも寄与するものだと御答弁をいただきました。

ところで、今大臣の方からも答えていただいたのですが、適切な工期を設定する、ゆとりある工期を設定するということが長時間労働を是正していくんだ、そして労働災害を減少していくんだというこの法案なんですが、実は、ちまたに、私も

設工事の安全衛生経費の実態に関する調査を実施しております。

今後、この調査の結果を踏まえながら、検討会において更に意見をいただきつつ、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるような施策の検討を進めていきたい。

法定福利費と安全衛生経費、一緒にお答え申し上げましたけれども、そのようなことを今後考えております。

○清水委員 さまざまなお取組を検討されているということをございますので、ぜひ、もう一步踏み込んだ取組を強化していただきまして、法定福利費、安全衛生経費、確実に支払われるよう努力をしていただきたい。要望しておきたいと思いま

す。

次に、特定技能一号と認定された建設現場で働く外国人労働者の問題について伺います。

特定技能を持つ外国人建設労働者については月給制を採用するということが国交省の方針だということを伺いましたが、これは間違いありませんか。間違いかどうかだけ。

○野村政府参考人 建設業におきましては、受注状況や季節により業務の繁閑が生じやすく、工事現場で働く技能者について、例えば日給制や時給制を採用している場合は賃金の変動が発生することがございます。

そのため、建設分野における特定技能外国人の受入れに当たっては、当該外国人にとってわかりやすく、そして安定的な待遇を確保するという観点から、月給制による賃金支払いを求める方針としております。

また、安定的な待遇の実現は、有為な外国人材の確保や不当、不安定な待遇を理由とした失踪等の発生防止にもつながるものと考えております。

○清水委員 月給制を採用する方針だということがわからました。

特定技能の外国人に月給制を適用するというのであれば、同じ外国人の建設業の技能実習生や、あるいは東京オリンピック・パラリンピック関係

に従事されている外国人建設就労受入れ事業でも、やはり月給制を採用するべきではないかとい

うふうに思ふんです。このあたりは検討されてるんでしょうか。

○野村政府参考人 お答えをいたします。

外国人材に対する安定的な待遇の確保に向けて、建設分野の技能実習生それから外国人建設就労者についてもやはり、賃金の支払いにおいて、より配慮された手続を求めることが妥当だらうと思っておりますが、これは、制度が技能実習就労者制度も進んでおるということで、既存の制度ということもござりますので、関係機関と十二分にすり合わせる必要がありますがござりますけれども、この技能実習生や外国人建設就労者につきましてもやはり、賃金支払いが可能となるかどうか、そういう方向で、現在、それらの関係機関とともに検討を進めているところでござります。

○清水委員 検討を進めているということでありました。

やはり、不當な待遇をなくし、日本人と同等以上のお報酬を支払っていくこととありますので、ぜひその徹底を求めていきたいというふうに思います。

○清水委員 検討を進めているということでありました。

やはり、不當な待遇をなくし、日本人と同等以上の報酬を支払っていくこととありますので、ぜひその徹底を求めていきたいというふうに思っています。

最後に、新国立競技場の問題について質問をしたいと思います。

五月十七日に、衆議院国土交通委員会といたし

まして、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開会式や陸上競技が行われる新国立競技場の建設現場を視察させていただきました。

ここでは、日本スポーツ振興センター、JSCから、新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組について説明を受けました。

ここでは、時間外労働の短縮化の促進を目的に、現場内詰所の原則二十時閉所などを徹底する

など、現場で働く技能者に対する取り組みについて説明を受けました。

非常に大事なことだと思うんで

す。九時から五時にするとか、残業は六時まで

というふうにJSCは見ていたんでしょうか。そ

チエックをするとか、あるいは、相談窓口を求めて、すぐに悩み事や精神的な苦しさがあるときに連絡をしてください、そういう相談窓口が求められていることなど、さまざまな取組が行なわれていることを教えていただきました。

これらが導入された経緯について、きょうはスポーツ庁に来ていただいているんですが、教えていただけます。

○斎藤政府参考人 お答えいたします。

新国立競技場の整備事業において、平成二十九年三月、下請事業者の従業員が過労により自殺する事件があり、これを契機として、労働基準監督署から元請及び下請の一部事業者に対し、時間外労働が一ヶ月八十時間を超えたケースがあること、労働時間の……(清水委員)済みません、もう少し大きな声で」と呼ぶ失礼いたしました。時間外労働が一ヶ月八十時間を超えたケースがあること、労働時間の把握が不十分であることなどが指導されました。

これらを踏まえ、元請事業者である大成建設Vにおいて、先ほど御紹介のありましたとおり、全従事者の健康管理に係る取組として、現場内に健康相談室を設置し医師や看護師を配置すること、現場内事務所の二十時閉所を徹底するなど、時間外労働を短縮化することなどに取り組むこととしたものであります。

○清水委員 二〇一七年三月に、新国立競技場の第一次下請の従業員が二十三歳という若さで過労自殺をされた。この方は、一ヶ月に二百時間近く残業、時間外労働が認定されているわけで、こうしたことを是正するということで始まつた取組だということの回答でした。

○斎藤政府参考人 御指摘のありました地盤改良工事につきましては、当初、二〇一七年の四月三十日を末とする契約が結ばれておりました。

ただ、実際には、地中障害物が出てまいりました。これは想定していなかつた事態ということであります。これにより、当該地盤改良工事については延長が必要になつたという状況がございました。

○清水委員 それでは、工事は六月三十日に完了しました。

これについては、当該地盤改良工事の契約自体を四月三十日の契約期限から六月三十日まで延長した上で対応したというふうに承知をしておりま

す。

○清水委員 それで、工事は六月三十日に完了しました。

たんでしようか。

○斎藤政府参考人 本件については、JSCに確

めはスポーツ庁、把握されていますでしょうか。

○斎藤政府参考人 平成二十七年八月に関係閣僚会議が決定した整備計画においては、新国立競技場の完成が大会に確実に間に合うよう、工期の期限は二〇二〇年四月末とした上で、国際オリン

ピック委員会等の要請を踏まえ、同年一月末を工

期短縮の目標とした技術提案を求めております。

これに対して、大成建設JVから、技術提案に

おいて、法令遵守を前提として、工期の期限を二

〇一九年十一月末とする提案がなされ、発注者である日本スポーツ振興センターの技術提案等審査委員会で学識経験者が審査をし、工期短縮の信頼性が高いと評価されたものであると承知しております。

○清水委員 いや、そうじゃなくて、新国立競技場全体の工期のことを今おっしゃつたと思うんですけど、私が聞いているのは、この過労死された方が取り組んでいた地盤改良工事の工期が適正だったというふうな認識だったのかどうか。

きょうは、この法律は、いわゆる長時間労働をなくすということで、適正な工期を求めていくという審議をしているわけですからね。この私の質問にちゃんと答えていただきたい。もう一回お願ひします。

○斎藤政府参考人 御指摘のありました地盤改良工事につきましては、当初、二〇一七年の四月三十日を末とする契約が結ばれておりました。

ただ、実際には、地中障害物が出てまいりました。これは想定していなかつた事態ということであります。これにより、当該地盤改良工事については延長が必要になつたという状況がございました。

○清水委員 それでは、工事は六月三十日に完了しました。

これについては、当該地盤改良工事の契約自体を四月三十日の契約期限から六月三十日まで延長した上で対応したというふうに承知をしておりま

す。

○清水委員 それで、工事は六月三十日に完了しました。

たんでしようか。

○斎藤政府参考人 本件については、JSCに確

て、下請代金の支払い手段を改善していくことにについてしっかりと周知を徹底するということ、それから、元請事業者は下請事業者に対して下請代金の支払いを現金払いにより行うよう、毎年資金需要の増大が予想される夏期と冬期の二回に建設業団体を通じて通知する、さらには、下請事業者に適切に支払われているかどうかを実態把握をするために下請取引等実態調査などにおいてそれを確認し、不適正な取引が認められた事業者に対しては個別に指導を実施する、それから、建設業取引適正化推進月間において、建設業者を対象とする講習会を、さまざまテーマに基づいて、これまで以上に積極的に実施するなどの取組を進めてきたところでございます。

そして、加えて、今回、下請代金のうち労務費相当部分については現金払いをするよう配慮を求める規定を新設したところでございます。

まさに、労務単価も引き上げてきたという点ではございますが、その効果は、やはりしっかりと実質金として行き渡るということを達成するということは重要なことでございます。

これにつきましても、私ども、労務単価の引上げとともに、まさにそれが技能者の賃金水準の上昇という好循環につながるよう、関係方面に練り返し要請してきたところではございますけれども、まずは公共工事において、他の公共工事あるいは民間発注者の参考となるようさまざまなお取組を率先して進めるという考え方をとつて、さまざまなお取組をしております。

例えば、国直轄工事においては、週休一日を確保した工事などで労務費等の補正も行い、それが更に公共団体において取り組まれるように、これも、フェース・ツー・フェースの場、全ての都道府県や市町村が参画する地域発注者協議会等の場において直接働きかけを行っていくなどをして周知徹底をしていく、それらの取組を進めることによって適正な賃金の確保というものを図つていきたと考えております。

○井上(英)委員 ゼひその実効性をしっかりと確

保していくつもりたいなというふうに思つてますね。

やはり、建設業界だと施工ですね、それから運輸業界だつたら荷主だとか、圧倒的に上位なんですが、賃金も含めた工事代金の未払いや不払いというのが、賃金も含めた工事代金の未払いや不払いというのが起きることによって、さまざまな大きな弊害が生じてきますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

人手不足についてお聞きをしたいと思いますけれども、やはり、先ほど、冒頭も申し上げたように、人手不足というのは非常に喫緊の課題だと思いません。

人手不足感が強くて、長時間労働で休暇も十分に取れないという実態で、次世代を担う若年の技術者の確保というのが非常に重要な問題でありますけれども、若者の入職促進にどのようにつなげていくお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○野村政府参考人 今回、技術者の配置にかかる制度を合理化するということの中で、まず、技術検定制度、これを一次検定、二次検定に再編成をして、一次検定に合格した者、これに技士補として新たに資格を付与するということに取り組むこととしております。

この一次検定については、二級の第一次検定においては十七歳以上であれば、そして、一級の第一次検定については二級の合格者であれば、技士に必要な実務経験の年数を経ることなく受検ができる、そういうことにしようとしておりまして、

早期に技士補の資格を得られるよう努めることを考えております。

そして、先ほどから御紹介しているように、監理技術者の制度の合理化に伴つて、技士補を現場で専任で配置をするということがこれから行われるとすれば、そういうキャリアステップというものが見える化されるとともに、先ほどの答弁ではありませんけれども、若手技術者が施工体制の中明確に、自分はこういうポジションが与えられ

て、そこでこういう役割を果たすんだということが自覚をできて、まさに責任ある立場で従事させることができます。若者の技術者のモチベーションの向上、そして建設業界に入職する動機づけが強化されると私もとしては期待しております。

これらの取組により、i—Construction i—onが一層漫透し、地域の建設現場の生産性向上が加速することとで、建設現場の生産性を二〇二五年度までに二割向上することを目指しているところをございます。

そういった中で、人口もどんどん減っていますけれども、国交省では、i—Construction tructure 費徹の年と本年をされていくと

ようつて、建設業現場の、効率的に、そして生産性を向上させていくことは非常に大事かなと思うんですけども、国交省では、i—Construction tructure 費徹の年と本年をされていくと、いうことでありますけれども、そういった工期の短縮や費用の縮減といったものを、いかなる成果を上げることを目標とされているのか、大塚副大臣にお聞きしたいと思います。

○大塚副大臣 人口減少社会を迎えていた我が国においては、社会資本整備を支え、地域の安全、安心の確保を担う建設業が今後もその役割を果たしていくためには、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革が喫緊の課題でございます。

このため、国土交通省では、調査、測量から設計、施工、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスによるICTの活用や、施工時期の平準化等に取り組む建設現場の生産性革命を二〇一六年から推進しております。

私も先日、レーザースキャナーを使った測量や、三次元マシンコントロールバックホールによる施工に取り組む現場を視察し、i—Constructionの重要性や有効性を実感をしてまいりました。

このことはi—Construction費徹の重要性や有効性を実感をしてまいりました。このため、持続可能な事業環境の確保を図るために、新たな規制といつても盛り込まれています。事業承継や相続の規定が新たに設けられるとか。そしてまた、公共工事を発注する際の工事の実績評価といつもの中身をもつと柔軟に、やはり誠実に仕事をしている建設業者がより多くの仕事というのを受注できるようにしていかないとダメです。

この法案には、持続可能な事業環境の確保を図るために、規制といつものも盛り込まれています。事業承継や相続の規定が新たに設けられるとか。そしてまた、公共工事を発注する際の工事の実績評価といつもの中身をもつと柔軟に、やはり誠実に仕事をしている建設業者がより多くの仕事というのを受注できるようにしていかないとダメです。

実際、でも、現場に行けば、公共工事に参加したいんですけども、いや、実績がないからだめですといって、卵が先か鶏が先かわからないような、そういう議論が事実、起きているんですね。

ですから、そういうことのないように、民間の工事でそういう経験があるだとか、ほかの自治体でのそういう工事の経験があるだとか、そういうさまざまな条件も加味しながら、やはり健全な、建設業者がしっかりと仕事がやれるような環境というのを整えていただくことをお願いして、私からの質疑は終わります。

○井上(英)委員 ゼひその実効性をしっかりと確

保いた三次元情報活用モデル事業の実施、これまで十ヵ所に設置をしておりました相談窓口を各都道府県の五十三のi—Construction i—onサポート事務所に拡大するなどに取り組んでいます。

これらの取組により、i—Construction i—onが一層漫透し、地域の建設現場の生産性向上が加速することとで、建設現場の生産性を二〇二五年度までに二割向上することを目指しているところをございます。

その効果は、建設業に従事する方々の休日の拡大や、賃金の上昇による働き方改革や担い手の確保に結びつくものであり、引き続き取組を推進していくわけですから、

そこまでございます。建設業に従事する方々の休日の拡大や、賃金の上昇による働き方改革や担い手の確保に結びつくものであり、引き続き取組を推進していくことでございます。

○井上(英)委員 ありがとうございます。ぜひ効率的なICTなどの活用というのもしっかりと保っていただきたいと思うので、もう時間も来ました。

この法案には、持続可能な事業環境の確保を図るために、規制といつものも盛り込まれています。事業承継や相続の規定が新たに設けられるとか。

そしてまた、公共工事を発注する際の工事の実績評価といつもの中身をもつと柔軟に、やはり誠実に仕事をしている建設業者がより多くの仕事というのを受注できるようにしていかないとダメです。

この法案には、持続可能な事業環境の確保を図るために、規制といつものも盛り込まれています。事業承継や相続の規定が新たに設けられるとか。そしてまた、公共工事を発注する際の工事の実績評価といつもの中身をもつと柔軟に、やはり誠実に仕事をしている建設業者がより多くの仕事というのを受注できるようにしていかないとダメです。

実際、でも、現場に行けば、公共工事に参加したいんですけども、いや、実績がないからだめですといって、卵が先か鶏が先かわからないような、そういう議論が事実、起きているんですね。

ですから、そういうことのないように、民間の工事でそういう経験があるだとか、ほかの自治体でのそういう工事の経験があるだとか、そういうさまざまな条件も加味しながら、やはり健全な、建設業者がしっかりと仕事がやれるような環境というのを整えていただくことをお願いして、私からの質疑は終わります。

○井上(英)委員 ゼひその実効性をしっかりと確

○谷委員長 次に、広田一君。

○広田委員 社会保障を立て直す国民会議の広田一でございます。

ラストバッターでございますので、各委員の皆さん、もうしばらくの間、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、まずお伺いしたいと思います。

公共工事の中長期的な見通しに関してお伺いをします。

政府は、昨年も相次ぎました自然災害を受け急対策を昨年度から実施をしているところでございます。

この緊急対策には、三兆円台半ばの国費を投入する方針であります。これによつて、河川、砂防、道路を始め、森林、漁港、ため池、治山から、学校施設などの防災・減災対策に取組を進められるということでございます。

我が高知県の方も台風常襲地でございまして、また、南海トラフ地震対策は待つたなしでございます。よつて、この取組については官民とともに期待をする声が上がっているわけでございますが、同時に、対策が終わつた三年後は一体どうなるのかという不安や心配の声がこれまであるのも事実でございます。

確かに、先般、清水委員の方から、スーパーゼネコンが史上空前の利益をたき出している、こいつらのふうな御指摘もありました。一方で、特に地方の建設業者の皆さん、順調な仕事はこなしているとは思いませんけれども、しかしながら、先が見通せないということで、人材確保であるとか設備投資にちゅうちょしているということだとどうふうに考えます。

平成の時代は、景気対策であるとか構造改革であるとか、こういったことで公共工事というのがジエットコースターのように乱高下をすることございましたが、この令和の時代は、平準化、予見性といったものをキーワードにして、厳しい限られた予算の中ではありますけれども、将来に対

する公共投資のあり方といふものをしっかりと示すことが、建設業者の皆さんも積極的かつ安定し

た人材確保や設備投資にも取り組めるといふふうに考えるところでございます。

よつて、このことが、本法案の目的でもございまます働き方改革の促進であるとか事業の持続性確

保の大前提になるといふうに考えるところでもありますし、また、この法案の、建設業法の第二

十七条の四十関係で、復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るための建設業者団体の責務が規定をされています。建設業者が規定を守ることで、その責任を果たせることにもつながるのではないか

というふうに思つています。

以上のような点を踏まえまして、この公共工事の中長期的な見通しをお伺いをするとともに、そ

の見通しを立てることが事業の持続性の確保と働く皆さんの働き方改革にも資すると考えますが、石井大臣の御所見をお伺いをします。

○石井国務大臣 地域の建設企業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全、安心の確保を担う、地域の守り手として重要な存在と認識をしております。

昨日十二月には、防災・減災、国土強靭化のための三ヵ年緊急対策が取りまとめられ、三年間で、政府全体でおおむね七兆円の事業規模の緊急対策が決定されました。

国土交通省では、平成三十一年度当初予算における臨時特別の措置も合わせて、五兆九千六百六十三億円の公共事業関係費を確保しております。

引き続き、インフラの老朽化対策や防災・減災、国土強靭化等に必要な予算の確保に努めてまいります。

さらに、国土交通省におきましては、地域の建設業が持続的に活躍できる環境を整えるため、競争性・透明性の確保に留意しつつ、分離分割発注

より、地域企業に配慮した工事発注がなされるよう努めているところであります。

また、公共工事品質確保法に基づきまして、企業が適正な利潤を確保できるよう、予定価格の適正な設定やダンピング対策等に取り組んでおりま

す。国土交通省といたしましては、今般の建設業法及び入契法の改正によりまして、働き方改革の促進や生産性の向上を図り、担い手の確保の取組を

強化するとともに、引き続き、地域の建設企業が持続的に活躍できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○広田委員 大臣の方から今御答弁があつたわけ

でございますが、大臣、おっしゃるとおりだと思います。

その上での質問でございまして、実際問題、緊急対策であるとか補正予算であるとか、そういうところで仕事がふえていくということは結構なことだというふうには思いますけれども、ただ、

その一方で、将来に対する見通しといつたものがなかなか立たないと、いうことで、結果として、人材の確保であるとか、こういったところにちゅうちょしてしまうような現状があるわけでございます。

また、先般質問させていただいたんですけれども、これから老朽化対策が令和二十年度だけでも二兆七千億円費用がかかる、道路だけでそれだけかかるというふうな状況を考えた場合に、やはり中長期的な見通しをしっかりと示していくということがあります。

そこで、まず、生産性の向上に関連し、建設業は、三つの柱から成り立つてゐるわけであつます。一つは働き方改革の促進、二つ目は生産性の向上、そして三つ目は持続可能な事業環境の確保ということであります。

そこで、まず、生産性の向上に関連し、建設業法第二十六条関係についてお伺いをしたいと思つます。

今回、限りある人材の活用と若い方々の入職促進ということで、工事現場の技術者に関する規制の見直しを図つてお伺いをいたします。

具体的には、元請の監理技術者に関し、一定の技術のものと、複数現場の兼任を可能としています。また、下請の主任技術者に関しても、一定の要件のもので設置を不要としています。

これらの改正が人材の有効活用と若い方々の入職促進に資する理由についてお伺いするとともに、これによつて工事の質といつたものの確保な

考へております。

○広田委員 大臣、現状はそのような御答弁にも

なろうかというふうに思いますが、先般の衆議院の本会議で新防衛大綱と中期防の質疑がございました。防衛大綱の別表には、何をこれから整備を

していくのか、購入していくのかというのが具体的に書かれ、また、中期防衛力整備計画では、それをより具体化したものがあるわけでございま

す。

確かに、単年度主義ということはもちろんで

りますし、また、こういったことが財政の硬直化

というものをもたらすというふうな御指摘もある

うかというふうに思いますけれども、しかしなが

ら、これから公共事業投資のあり方としては、

私は、中長期的な見通しをしっかりと示してい

ます。

そこで、まず、生産性の向上に関連し、建設業法第二十六条関係についてお伺いをしたいと思つます。

そこで、まず、生産性の向上に関連し、建設業

は、三つの柱から成り立つてゐるわけであつます。一つは働き方改革の促進、二つ目は生産性の

向上、そして三つ目は持続可能な事業環境の確保

ということであります。

そこで、まず、生産性の向上に関連し、建設業

は、三つの柱から成り立つてゐるわけであつます。

ただ、私ども国土交通省としては、必要な予算

どが、課題なんかが生じないかどうか、この点も含めてお伺いをしたいと思います。

○野村政府参考人 深刻な人材不足が進んでいる中で、今委員が御紹介をされたように、今回の法案の中で、現場に設置する技術者について、監理技術者、主任技術者、それぞれ合理化を図るということにしております。

ただ、その合理化を図るに当たって、例えば監理技術者につきましては、いわゆる監理技術者を補佐する者として、一級技士試験の第一次検定に合格した者を技士補として、監理技術者が兼務が可能な現場それに技士補は専任で置くということしております。

したがいまして、これまでには、監理技術者それぞれ、例えば二ヵ所ならば一人ずつ二人だつたものが、監理技術者は兼務はするけれども、それに準する一次検定合格者がそれぞれの現場には専任で配置をされるという形が整えられるということです。

また、主任技術者の配置の合理化に当たりましては、まず、施工技術の内容が画一的な工種というものを対象とするほか、上位請負業者の主任技術者がその業務をカバーするということなんですが、その上位請負業者の主任技術者は一定の指導監督的な実務経験を有する者を専任で配置をするということを条件としておる、そういうことを担保して、適正な施工の確保に支障がないように留意して、この制度を運用していきたいと考えております。

また、入職促進ということに関しましては、今ほど言いましたように、技術検定を第一次検定と第二次検定に分けるということと、一次検定については、実務経験というものを見せずに受けけるといふふうなことをすることによって、若い方がそのような技士補という資格を得られるような形になるということござります。

そうすれば、先ほど来御説明しているように、やはり現場の中でも、自分のポジション、そして、そのように責任のある立場で施工にかかわるとい

う形になつて、その中で、みずからがたどるキャリアステップというものが見えてきて、そして、モチベーションが生まれて、この業界の中で引き継ぎ仕事をし、その中で自分のキャリアを磨いていくこうというふうなモチベーションが生ずることにつながる、そういうことを期待しているものでございます。

○広田委員 るる詳細な御説明を頂戴したわけでござりますけれども、いざれにしても、今回のこの改正というものが、先ほどお話をあつたように、若い方々のモチベーション、そういうたところの向上に資するように、ぜひ取組を進めてもらいたいと思います。

こういった中で、監理技術者また主任技術者の皆さんの職務というのは非常に重要なものでございます。まして、そして、先ほど来お話をあつたように、非常な人材不足等も生じてゐるわけでござります。

自治体側も、監理技術者が不足しているため入札が不調、不落になつて、災害復旧が思うように進まない、こういったような問題も抱えております。

よつて、今回のように配置の緩和や合理化をすることも大事だというふうに思いますが、同時に、例えば若い方々が、先ほど野村局長もおつしやつたように、モチベーションを高めるために、監理技術者になれると門戸を合理的な範囲内で広げることも私は必要だというふうに思つております。

そういう中で、監理技術者の資格要件に、一級施工管理技士、また一級建築士、技術士といふものがあるんですけれども、一級建築士は、高校卒業の場合、二級建築士の資格を踏まえれば実務経験は七年です。あと、技術士は、技術士補の資格を有した上で、総合技術監理部門であれば同じく実質七年であります。

一概に単純に比較はできないと思ひますけれども、一方で、一級施工管理技士の場合には、高校卒業の場合、今、委員の皆様方のお手元に資料もお

配りをさせていただいておりますけれども、実務経験が十年から最長では十一年六ヶ月以上なればなりません。

ほかの二つに比べても三年も長いわけでございまして、無論、この最長十一年というのはそれなりの理由があらうかというふうに思いますけれども、今の御時世、人口減少、担い手不足、働き方が進んでいる中で、また、モチベーションを上げていく、こういったことを思ったときに、十年を超える実務経験を求めるというのは、私は、もう見直しの時期に來ているんじゃないかな、このようになりますけれども、この点についての御所見をお伺いします。

○野村政府参考人 特に監理技術者でござりますが、これは建設工事の施工上の技術をつかさどるいわばかなめとしての役割を担うというものでございまして、その資格である一級施工管理技士には十分な知識経験を有する者の配置を求めているということをございまして、したがつて、その受検資格についても、高校の指定学科を卒業した際には、現在、十年間など一定の実務経験を求めるごととしております。

これまでも、例えば二級の合格者については、一級の受検資格、合格後五年間ということにしております。例えば二級のものは、高卒後、指定学科で三年ということで、二級を経てくれれば少し短くなるということはござります。さらに、主任技術者としての実務経験が一年以上ある場合には更に二年短縮できることとなるなど、適正な施工の確保に支障がないように留意しながら、早期の受検を可能としているところではござります。

一方、監理技術者たり得る技術者が不足して工事を受注できないという声もあることから、今回、今ほど御紹介のあった監理技術者の配置の合理化を行うこととしておりますけれども、まずは、その効果あるいは影響の把握に努めながら、

いきたいと考えております。

○広田委員 時間が参りましたし、今後検討していただけるということで、鋭意意見直しをしてもらいたいと思います。

今、大学の卒業者が、指定学科以外、つまり学生時代に勉強していない方が、卒業後四年六ヶ月で受検資格を得るわけであります。それが、ずっとやつてきた高校卒業生の指定学科の方が十年以上もかかるというのは、これもちょっとと合理的でないと思いますので、そういう観点も含めて見て直しを図つていただきますように強く要望して、お伺いします。

どうも失礼しました。ありがとうございます。
○谷委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

どうも失礼しました。ありがとうございました。
○谷委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○谷委員長 この際、御報告いたします。

昨日二十一日、議長より本委員会に送付されました、議員川内博史君外四十二名からの下関北九州道路に関する予備的調査の要請につきましては、理事会の協議により、衆議院規則第五十六条の第三項によつて、本日、調査局長に対し、予備的調査を命じましたので、御報告いたします。

次回は、来る二十四日金曜日午前八時五十分理事会開会することとし、本日午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

令和元年六月十二日印刷

令和元年六月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C